

上勝町持続化給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、上勝町独自の支援策として持続化給付金制度を創設しました。内容は次のとおりです。

詳細は、産業課までお問い合わせください。

- 1 対象者 上勝町に住民登録がある個人、または上勝町に事務所を置く法人
- 2 受付期間 個人：令和4年6月1日～令和4年8月31日
法人：令和4年6月1日～令和5年2月28日
- 3 給付金の計算方法
次のパターンを比較し、年間事業収入が30%以上減少している場合は給付対象になります。ただし減少額が、法人40万円未満、個人20万円未満は対象外となります。
 - ①『令和3年分の事業収入』と『令和2年分の事業収入』
 - ②『令和3年分の事業収入』と『令和元年分の事業収入』
 - ・給付額の算出では、対象とした年間事業収入の減少割合(%)と減少額に応じて算出します。(小数点以下は切捨)、(千円未満は切捨)

【注意】

 - ・持続化給付金(国及び県、町)は、事業収入から除きます。
 - ・時短要請の協力金は事業収入に加えます。(法人のみ)
- 4 給付限度額 法人：40万円 個人：20万円
- 5 申請方法 産業課へ、次の必要書類等をご持参のうえ、手続きを行ってください。三密を避けるため予約制としますので、事前に産業課までご連絡ください。申請は1回限りです。
- 6 必要書類等
 - ・本人確認書類(免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
 - ・事業収入のわかる書類は、下記のとおりです。(役場でコピーします)
 - ・個人：関係年分の事業収入がわかる収支内訳表(白色申告)もしくは決算書(青色申告)など
 - ※持続化給付金を受給しているが、上記の書類で受給額がわからない時は、わかる書類(通帳等)を準備してください。
 - ・法人：関係年分の売上高がわかる損益計算書と営業外収益(持続化給付金、時短要請時の協力金)がわかる雑益、雑損失等の内訳書など
 - ・通帳(振込先口座)
 - ・印鑑(シャチハタは不可)
 - ・来庁時に交付申請書と請求書にご記入・押印をいただきます。

※ なお、この給付金は収入とみなされ課税対象となります。

※ 裏面の計算表もご覧下さい。

【お問い合わせ】上勝町産業課

☎0885-46-0111、IP050-3438-8071

上勝町持続化給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等を対象に、町独自の支援策として、持続化給付金制度を創設しました。内容は次のとおりです。

詳細は、役場産業課までお問い合わせください。

- 1 対象者 上勝町に住民登録がある個人、または上勝町に事務所を置く法人
上勝町内の農林漁業団体、営農部会、産直市
- 2 受付期間 個人事業者：令和4年6月1日～令和 年 月 日
法人事業者：令和4年6月1日～令和5年 3月 日
その他事業者：令和4年6月1日～令和 年 月 日

3 給付金の計算方法

【個人・法人】

次の2パターンを比較し、年間の事業収入が30%以上減少している場合は対象になります。

- ①『令和3年分の事業収入』と『令和2年分の事業収入』
②『令和3年分の事業収入』と『令和元年分の事業収入』

令和3年分の年間事業収入と令和2年分又は令和元年分を比較し、30%以上年間で減収している事業者に対し、減収分の一部を給付（小数点以下は切捨）
算出の際は、国及び県、町からの持続化給付金は事業収入から除きます。
（ただし、減少額が法人10万円未満、個人5万円未満は対象外となります）

【農林漁業団体、営農部会、産直市】

令和3年中の被害額と認められた額（の1/2ではないの?）を上限とする

- 4 給付限度額 法人：40万円 個人：20万円
農林漁業団体、営農部会、産直市： 万円（上限設けるの?）
- 5 申請方法 産業課へ次の必要書類をご持参のうえ手続きを行ってください。
三蜜を避けるため予約制としますので、事前に産業課までご連絡ください。
申請は1回限りです。
- 6 必要書類等 本人確認書類（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）
事業収入のわかる書類（役場でコピーします）
・個人 関係年分の所得税（町税）確定申告書第1表の写しと確定申告時の
収支内訳表もしくは青色申告決算書の写し
・法人 被害額がわかる書類
・ 通帳（振込先口座）
印鑑（シャチハタは不可）

来庁時に交付申請書と請求書にご記入・押印をいただきます。

- ※ なお、この給付金は収入とみなされ課税対象となります。
- ※ 裏面のシュミレーションもご覧下さい。

【お問い合わせ】上勝町産業課

☎0885-46-0111、IP050-3438-8071